

2023年2月14日

各位

会社名 株式会社すかいらーくホールディングス
代表者名 代表取締役会長兼社長 谷 真
(コード番号：3197 東証プライム)
問合せ先 広報室 (TEL 0422-37-5310)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年2月14日開催の当社取締役会において、2023年3月30日開催予定の第12期定時株主総会で承認可決されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これに伴い、定款の一部変更に係る議案について、同株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

(2) 移行の時期

2023年3月30日開催予定の第12期定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役に關する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除、取締役への権限委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。

② 株主総会の招集権者および議長について、取締役社長から代表取締役とするものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年3月30日

定款変更の効力発生日 2023年3月30日

以上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第11条 (株主名簿管理人) 1. (条文省略) 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. (条文省略)</p> <p>第12条 (株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 (招集) 1. (条文省略) 2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集する。ただし、<u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第11条 (株主名簿管理人) 1. (現行どおり) 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>が定める。 3. (現行どおり)</p> <p>第12条 (株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議において委任を受けた取締役</u>が定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 (招集) 1. (現行どおり) 2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集する。ただし、<u>代表取締役に</u>事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。</p>

第15条 (株主総会の議長)

1. 株主総会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれに当たる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

第4章 取締役および取締役会

第20条 (取締役の員数)

当社の取締役は10名以内とする。

(新設)

第21条 (取締役の選任)

1. 取締役は、当社の株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
2. (条文省略)

第22条 (取締役の任期)

取締役の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新設)

(新設)

第15条 (株主総会の議長)

1. 株主総会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれに当たる。
2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

第4章 取締役および取締役会

第20条 (取締役の員数)

1. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。
2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第21条 (取締役の選任)

1. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、当社の株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
2. (現行どおり)

第22条 (取締役の任期)

1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 23 条 （取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 24 条 （代表取締役および役付取締役）

1. 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。
2. 当社は、取締役会の決議によって取締役社長1名、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第 25 条 （取締役会の決議方法）

1. （条文省略）
2. 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。

第 26 条 （取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名する。

第 23 条 （取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 24 条 （代表取締役および役付取締役）

1. 当社は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）のなかから代表取締役を選定する。
2. 当社は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）のなかから取締役社長1名、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第 25 条 （取締役会の決議方法）

1. （現行どおり）
2. 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

第 26 条 （取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名する。

<p>(新設)</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>第 28 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第 27 条 (重要な業務執行の決定の委任)</u> 当会社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行 (同条第 5 項各号に定める事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>第 29 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p><u>第 31 条 (常勤の監査等委員)</u> <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>第 32 条 (監査等委員会の招集通知)</u> 1. <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>第 33 条 (監査等委員会の決議方法)</u> <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
---	---

<p>(新設)</p>	<p><u>第 34 条 (監査等委員会の議事録)</u> <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 35 条 (監査等委員会規程)</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p><u>第 30 条 (監査役の員数)</u> <u>当社の監査役は 5 名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 31 条 (監査役の選任)</u> <u>監査役は、当社の株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。ただし、監査役選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 32 条 (監査役の任期)</u> <u>1. 監査役の任期は、その選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 33 条 (常勤の監査役)</u> <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>

<p><u>第 34 条 (監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>1. 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第 35 条 (監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、全監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第 36 条 (監査役会の議事録)</u></p> <p><u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名する。</u></p>	(削除)
<p><u>第 37 条 (監査役会規程)</u></p> <p><u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>第 38 条 (監査役の報酬等)</u></p> <p><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>第 39 条 (監査役の責任免除)</u></p> <p><u>1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。</u></p>	(削除)

<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>40</u>条 ～ (条文省略) 第<u>41</u>条</p> <p>第<u>42</u>条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、<u>監査役会</u>の同意を得て取締役会の決議をもって定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第<u>43</u>条 ～ (条文省略) 第<u>46</u>条 (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>36</u>条 ～ (現行どおり) 第<u>37</u>条</p> <p>第<u>38</u>条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、<u>監査等委員会</u>の同意を得て取締役会の決議をもって定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第<u>39</u>条 ～ (現行どおり) 第<u>42</u>条</p> <p><u>附則</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、第12期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
--	--